

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省
国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 3 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和 7 年 4 月 17 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 佐賀市全域、武雄市全域、鹿島市全域、小城市全域、嬉野市全
域、杵島郡大町町全域、江北町全域及び白石町全域並びに藤津郡太良町全域